

# 第9章

---

## 景観まちづくりの進め方

# 第9章 景観まちづくりの進め方

## 1 景観施策の推進体制

### (1) 景観審議会の設置

景観計画の策定・変更に係る審議、届出制度等の運用のほか、市の景観形成に係る事項について広く審議する景観審議会を設置します。

<景観審議会の主な役割(案)>

- 景観計画の変更等に係る審議
- 届出制度等における、勧告、命令等に対する意見
- 重点地区の指定、景観重要建造物・樹木・公共施設の指定に対する意見
- 景観協定の認可、変更、廃止に対する意見
- 特に景観上影響が大きな行為についての事前協議の指導及び助言
- その他、良好な景観の形成に必要な事項

### (2) 景観アドバイザーの設置

景観法に基づく届出内容の判断にあたって、必要に応じて、景観に係る専門家を「景観アドバイザー」として設置し、景観に関する指導・助言を行います。

### (3) 庁内体制の整備

多様な分野による総合的な景観形成の推進に向け、景観法に基づく届出や事前協議の窓口をはじめ、景観まちづくりに係る部署の相互連携を図ります。

重点地区での景観まちづくりに係わる施策・事業をはじめ、各種公共建築物・公共施設の整備等にあたっては、各取り組みが景観計画に即して行われるよう、各分野の担当者間の情報交換や協議・調整を図ります。

市職員それぞれが景観に関する知識や技術の習得に努めます。

### (4) 市民・事業者及び館山市の役割

第3章に掲げた景観まちづくりの目標及び方針をもとに、市民・事業者・館山市がそれぞれの役割について理解を深め、相互協力のもとに景観形成を推進していくものとします。

#### ①市民の役割

市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、景観計画に示した方針に基づき、地域の魅力を高める景観形成に取り組めます。

市民の役割は、景観形成に配慮した住宅等の建築に限らず、地域住民が協力し合いながら、まちの美化活動に取り組むなど、少しでもまちを良くしていこうという取り組みが求められます。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

第9章

景観まちづくりの進め方

## ②事業者の役割

事業者は、市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践していくことが重要です。

開発事業等において、景観形成基準に適合した上で、率先して街並みの魅力を高める取り組みや、市民・館山市と連携して景観まちづくりを実践していくことが求められます。

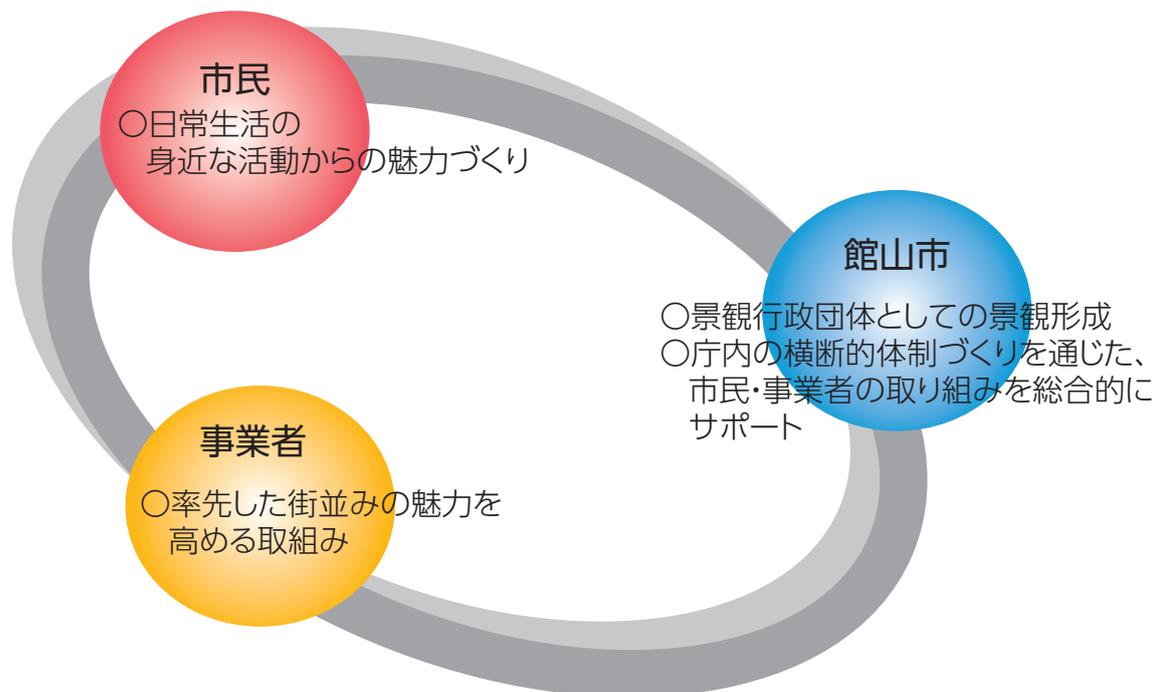
## ③館山市の役割

市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や場づくりに取り組むとともに、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動を支援します。

公共施設の整備を行う時は、地域ごとの景観まちづくりの方針を十分に踏まえ、良好な景観の形成に努めます。

良好な景観の形成の総合的かつ効果的な推進に向けて庁内体制を整えるとともに、市民、事業者との相互の協力や、国、千葉県及び隣接する南房総市等と相互に連携を図るよう努めます。

市民・事業者及び館山市の役割



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

## 2 景観施策の展開

### (1) 重点地区の指定

第5章において重点地区の「候補地区」を示しています。今後、地区の景観まちづくりの動向に応じ、重点地区として位置付けていくことを検討します。

重点地区では、地区の特性に応じた区域や景観形成基準の設定を行うとともに、事前協議などの景観施策に取り組みます。

### (2) 効果的な情報発信による景観の魅力を発掘・再発見

市民や事業者が景観の大切さを再認識し、景観への関心をより高めるために、行政が中心となって、館山市内の景観の魅力について情報発信に努めます。

広報誌等を活用した市内向けの情報発信のほか、市内外問わず多様な人々が活用するSNS等により、館山市の景観の魅力を効果的に発信することに努めます。

また、市民や事業者による、SNS等を活用した積極的な情報発信を促すことにも努めます。

### (3) 景観まちづくり活動の支援と表彰

市内において、自主的な景観まちづくりへの取組を支援する仕組みを検討します。

市民や事業者による積極的で優れた景観まちづくりの取組について、表彰する制度を創設し、その取組を広く周知することで、景観まちづくりの取組がより多くの市民や事業者へ波及することを目指します。

<支援・表彰の対象となる活動例>

- 生垣の保全
- 花壇づくり
- 地域や海岸などの清掃活動
- 地域の草刈り
- 観光ガイド
- 空き地や空き家を活用した取組み                      など

### (4) 各種ガイドラインの作成

景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについて理解を促進します。

事前協議制度の運用経過を踏まえながら、必要に応じてガイドラインの内容を充実していきます。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10